



三重県公報

平成29年10月10日（火）

第 2945 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
696	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
697	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	(同)	2
698	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
699	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	3
700	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	3
701	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	(同)	3
702	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	3
703	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	(河川課)	4
704	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防災砂防課)	4
705	土砂災害警戒区域の指定	(同)	5
706	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	5
707	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)	6
人 事 委 告 示			
5	職員団体の登録	(人事委員会)	7
公 告			
	第12次鳥獣保護管理事業計画の変更	(獣害対策課)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	7

告 示

三重県告示第 696 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 10 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470303286	ヘルパーステーションひかり	鈴鹿市自由ヶ丘一丁目17番1号アジアグランドハイツ2 4階 4号室	株式会社 Lumo	平成 29 年 10 月 1 日	訪問介護
2460190230	訪問看護事業所ケアヒルズ桑名	桑名市大字江場 49 番	株式会社ノースアップ	平成 29 年 10 月 1 日	訪問看護
2460890169	みなみ訪問看護リハビリステーション	伊勢市御菌町長屋 2161-1	大盛丸看護株式会社	平成 29 年 10 月 1 日	訪問看護
2470205481	ツクイ四日市下之宮	四日市市下之宮町 292-1	株式会社ツクイ	平成 29 年 10 月 1 日	通所介護
2470505492	株式会社 ユウシン	津市城山一丁目 1 番 22 号	株式会社ユウシン	平成 29 年 10 月 1 日	福祉用具貸与
2470505492	株式会社 ユウシン	津市城山一丁目 1 番 22 号	株式会社ユウシン	平成 29 年 10 月 1 日	特定福祉用具販売

三重県告示第 697 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成 29 年 10 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2471100475	ケアプランセンターゆや	熊野市遊木町 5 番地 7	合同会社 catbox オフィスゆや	平成 29 年 10 月 1 日	居宅介護支援
2471301263	居宅介護支援事業所ハッピーウッド	名張市美旗中村 2339 番地 2	株式会社ハッピーウエルネス	平成 29 年 10 月 1 日	居宅介護支援

三重県告示第 698 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 10 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2460190230	訪問看護事業所ケアヒルズ桑名	桑名市大字江場 49 番	株式会社ノースアップ	平成 29 年 10 月 1 日	介護予防訪問看護
2460890169	みなみ訪問看護リハビリステーション	伊勢市御菌町長屋 2161-1	大盛丸看護株式会社	平成 29 年 10 月 1 日	介護予防訪問看護
2470205481	ツクイ四日市下之宮	四日市市下之宮町 292-1	株式会社ツクイ	平成 29 年 10 月 1 日	介護予防通所介護
2470505492	株式会社 ユウシン	津市城山一丁目 1 番 22 号	株式会社ユウシン	平成 29 年 10 月 1 日	介護予防福祉用具貸与

2470505492	株式会社 ユウシン	津市城山一丁目1番22号	株式会社ユウシン	平成29年10月1日	特定介護予防福祉用具販売
------------	-----------	--------------	----------	------------	--------------

三重県告示第699号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成29年10月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	かんひちや薬局 越賀店	志摩市志摩町越賀1691-7		薬局	平成29年4月1日
薬局	上野センター薬局	伊賀市四十九町字風呂谷831番4		薬局	平成29年4月1日

三重県告示第700号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成29年10月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	キョーワ薬局四日市店	キョーワ調剤薬局四日市店	キョーワ薬局四日市店		薬局	平成29年8月1日
薬局	キョーワ薬局四日市西店	キョーワ調剤薬局四日市西店	キョーワ薬局四日市西店		薬局	平成29年8月1日
薬局	キョーワ薬局生桑店	キョーワ調剤薬局生桑店	キョーワ薬局生桑店		薬局	平成29年8月1日
薬局	キョーワ薬局西浦店	キョーワ調剤薬局西浦店	キョーワ薬局西浦店		薬局	平成29年8月1日
薬局	ココカラファイン薬局垂水店	ジップドラッグ垂水薬局	ココカラファイン薬局垂水店		薬局	平成29年9月1日
訪問看護	訪問看護ステーションれんげの里	桑名市大字蓮花寺644番地53	桑名市大字蓮花寺825番地33		訪問看護	平成29年9月1日

三重県告示第701号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

平成29年10月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞 退 年 月 日
薬局	かんひちや薬局 越賀店	志摩市志摩町越賀1691-7		薬局	平成29年4月28日
薬局	上野センター薬局	伊賀市四十九町字風呂谷831番4		薬局	平成29年4月28日

三重県告示第702号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗の名称及び

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更) に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 10 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生鮮館やまひこ赤尾店
桑名市赤尾台 7 丁目 1 番地
- 2 桑名市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 29 年 10 月 10 日から同年 11 月 10 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 703 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、堀切川左岸堤防と市道白子一丁目 420 号線との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県鈴鹿建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

また、兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧（平成 28 年三重県告示第 22 号）は廃止します。

平成 29 年 10 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川の名称
二級河川堀切川水系堀切川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
堀切川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
鈴鹿市白子一丁目 6270-253 地先から寺家四丁目 2412-76 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 鈴鹿市長 末松則子
鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
- 5 管理の内容
道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕
- 6 管理の期間
平成 29 年 10 月 10 日から道路の存続する日まで

三重県告示第 704 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 29 年 10 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宮の上地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
- 2 区域の所在地
尾鷲市宮ノ上町
- 3 区域の土地の表示

尾鷲市宮ノ上町 1372 番 13 の全部、1372 番 22 の一部、1373 番 1 の一部、1373 番 2 の一部、1373 番 11 の一部、1373 番 12 の全部、1373 番 13 の全部、1373 番 15 の一部、1373 番 16 の一部、1373 番 17 の一部、1373 番 18 の全部、1373 番 19 の一部、1373 番 20 の一部、1373 番 21 の一部

三重県告示第 705 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 10 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浜田 1	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 706 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 29 年 10 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
天淵 1 谷	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西中野西谷	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西中野谷	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
矢淵	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡崎	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小谷	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堤谷	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥明見	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向山 1	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向山 2	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
法寿坊	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長谷	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥平嶋	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平嶋	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

西中野 1	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西中野 2	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山平 1	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山平 2	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浜田 2	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浜田 3	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西中野 5	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西中野 6	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山平 3	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芝鼻 1	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堤平 1	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西中野 3	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西中野 4	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芝鼻 2	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浜田 4	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西中野 7	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶉殿 I-1	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶉殿 I-2	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶉殿 I-3	南牟婁郡紀宝町鶉殿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 707 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 10 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
名張市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
名張都市計画下水道事業
名張市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 11 年 3 月 9 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

平成 11 年三重県告示第 117 号、平成 14 年三重県告示第 76 号、平成 16 年三重県告示第 369 号、平成 19 年三重県告示第 550 号、平成 26 年三重県告示第 238 号の事業地を削除し、桜ヶ丘、丸之内、夏見字坊垣、字後出、字鴻之巣、字男山、字上ノ出及び字赤坂、蔵持町里字打越、字北ノ前、字猿喰、字弓、字川原、字坂本、字町田及び字田尻、蔵持町原出字川北、字四ノ切、字黒田、字六ノ坪、字草福、字堂田、字原ノ前、字ヒヤ久保、字エスリゲ、字丈間谷及び字草田、蔵持町芝出字小谷、字福地、字奥山及び字ヒラク、桔梗が丘 1 番町、桔梗が丘 2 番町、桔梗が丘 3 番町、桔梗が丘 4 番町、桔梗が丘 5 番町、桔梗が丘 6 番町、桔梗が丘 7 番町、桔梗が丘 8 番町、鴻之台 1 番町、鴻之台 2 番町、鴻之台 3 番町、鴻之台 4 番町、鴻之台 5 番町、希中央 1 番町、希中央 2 番町、希中央 3 番町、希中央 4 番町、希中央 5 番町、緑が丘中、緑が丘東、緑が丘西、平尾、松崎町、上八町、栄町、東町、上本町、新町、南町、豊後町、元町、美旗中村字田浦、下比奈知字宮ノ谷及び字富貴ヶ谷、富貴ヶ丘 1 番町、富貴ヶ丘 2 番町、富貴ヶ丘 3 番町、富貴ヶ丘 4 番町、富貴ヶ丘 5 番町、富貴ヶ丘 6 番町、桔梗が丘南 1 番町、桔梗が丘南 2 番町、桔梗が丘南 3 番町、桔梗が丘南 4 番町、桔梗が丘西 1 番町、桔梗が丘西 2 番町、桔梗が丘西 3 番町、桔梗が丘西 4 番町、桔梗が丘西 5 番町、桔梗が丘西 6 番町、桔梗が丘西 7 番町、木屋町、朝日町、本町、柳原町、夏秋字片山、中町、榊町、鍛冶町、さつき台 1 番町並びにさつき台 2 番町を加える。

人事委告示

三重県人事委員会告示第 5 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 53 条の規定に基づき、平成 29 年 10 月 1 日付けで次の職員団体を登録しましたので、三重県人事委員会規則 12-5（職員団体の登録及び法人となる旨の申出に関する規則）第 4 条の規定により告示します。

平成 29 年 10 月 10 日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

事務所の所在地 津市広明町 13 番地
団 体 名 三重県職員現業評議会
代 表 者 議長 溝口 隆行

公 告

第 12 次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 5 項の規定により公表します。

平成 29 年 10 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 10 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 29 年 9 月 20 日	伊勢市二見町江字北條 681-15 ほか 1 筆及び二見町松下字北浦新田 1349-53 ほか 1 筆	東京都千代田区二番町 8-8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 古 屋 一 樹

平成 29 年 9 月 20 日	いなべ市員弁町畑新田字中垣内 420-1 ほか 1 筆	いなべ市員弁町畑新田 417 市川博章
平成 29 年 9 月 21 日	いなべ市員弁町大泉新田字野畑 198-1 ほか 2 筆	四日市市生桑町 328 キノシタホールディングス株式会社 代表取締役 木下誠一
平成 29 年 9 月 26 日	亀山市布気町字角垣内 140 ほか 2 筆	鈴鹿市平田新町 1-8 株式会社フラット 代表取締役 平井万貴
平成 29 年 9 月 28 日	伊勢市御薮町高向字下千田 589-2 ほか 1 筆	伊勢市小俣町元町 992 株式会社創建ハウジング 代表取締役 川端和弥

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
